

# 家畜衛生情報

## 飼養衛生管理基準が改正されました

いまだに全国の養豚場での発生が相次ぐ豚熱に加え、令和2年度の国内での高病原性鳥インフルエンザの多発、中国や韓国での口蹄疫やアフリカ豚熱の発生をうけ、各畜種について飼養衛生管理基準が改正されました。

### 【主な改正点】

所有者の義務として、

- ・発生時に必須となる埋却地等の確保
- ・大規模農場での

畜舎ごとの飼養衛生管理者の設置と  
防疫対応計画の策定

が定められました。

※畜種・飼養規模によって施行時期が異なります  
⇒詳細は裏面

農水省 飼養衛生管理基準



改正により対応が必要な大規模農場には  
個別で連絡しています

家畜伝染病対策として日頃の衛生管理が重要です  
引き続き飼養衛生管理基準の遵守をお願いします

岐阜県中央家畜保健衛生所

〒501-1112 岐阜市柳戸1-1

TEL : 058-201-0530

FAX : 058-201-0531

Email : c24502@pref.gifu.lg.jp



# 家畜衛生情報

## 飼養衛生管理基準が改正されました

### ① 埋却等に備えた措置

【対象】

#### 牛・鶏・豚 全農場

・埋却等に備えた措置として、家畜所有者に埋却地又は焼却施設を自ら確保することを規定

・これらが困難な場合は、代替措置(焼却施設との事前協定締結、移動式レンダリング装置の活用準備等)について、所有者が県と共同して対応

施行期日【牛:定めなし】【鶏・豚:以下のとおり】

飼養羽数	採卵鶏	肉用鶏
50万以上	R3. 10. 1	
20万以上 50万未満	R4. 10. 1	
10万以上 20万未満		
10万未満		
飼養頭数	豚	
1万以上	R5. 4. 1	
3千以上 1万未満	R6. 4. 1	
3千未満		

### ② 大規模農場の畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置

【対象】

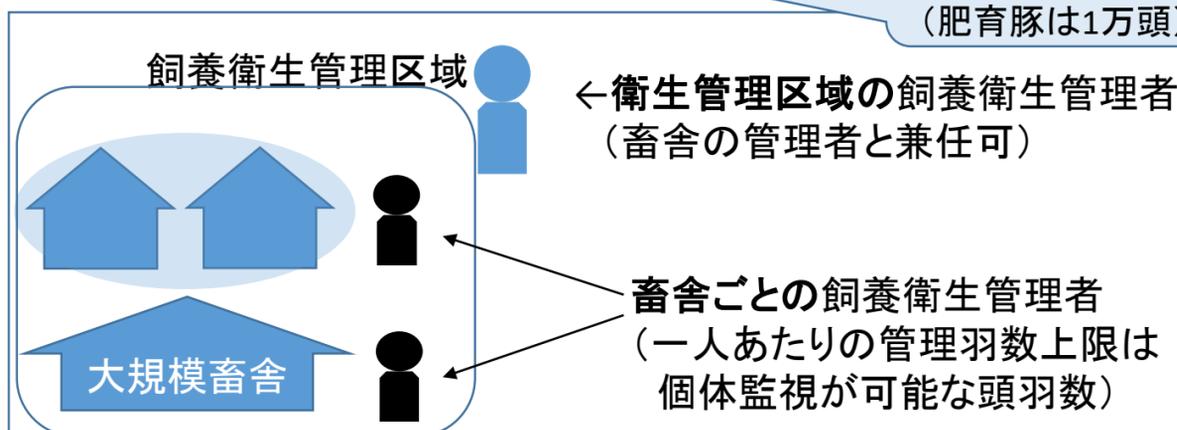
#### 牛・鶏・豚の以下の大規模農場

畜種	対象規模
鶏	10万羽以上
豚 (肥育豚)	3000頭以上 1万頭以上)
牛 (肥育牛)	200頭以上 3000頭以上)

施行期日【牛:R4.10.1】【鶏・豚:R3.10.1】

- ・畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を選任することを義務付け
- ・同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、1人が担当する飼養頭羽数に上限を設定

鶏10万羽  
豚3千頭  
(肥育豚は1万頭)



### ③ 大規模農場の事前の発生対応計画の策定

【対象】

#### 鶏・豚の大規模農場

(家畜の頭羽数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると県知事が認める者)

【対応計画の記載事項】

- ・農場概要
- ・農場内の動線図
- ・農場内で防疫作業に必要な人員
- ・農場内で使用する資材・機材
- ・防疫作業手順(埋却・焼却及び消毒の具体的な方法等)

施行期日【牛:対象外】【鶏・豚:以下のとおり】

飼養羽数	採卵鶏	肉用鶏
50万以上	R3. 10. 1	
20万以上 50万未満	R4. 10. 1	
10万以上 20万未満	県が必要に応じ実施	
飼養頭数	豚	
1万以上	R5. 4. 1	
3千以上 1万未満	県が必要に応じ実施	

岐阜県中央家畜保健衛生所

〒501-1112 岐阜市柳戸1-1

TEL : 058-201-0530

FAX : 058-201-0531

Email : c24502@pref.gifu.lg.jp

